

平成23年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成23年9月13日（火曜日） 午前10時30分開議

- 第 1 議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 2 議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 3 議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 4 議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 5 議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 6 議案第51号 訴訟(反訴)の提起について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 7 議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件)
- 第 8 議案第50号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第53号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第10 議案第54号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第55号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第56号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第13 認定第 1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定

- について
- 第15 認定第 3号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 4号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 5号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 6号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 7号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 8号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 教育長 | 米屋彰一君 |
| 総務課長 | 遠藤義一君 |
| 総務課主幹 | 神成和弘君 |
| まちづくり
推進課長 | 小林生吉君 |
| 産業建設課長 | 中原直樹君 |
| 産業建設課参事 | 小林嘉仁君 |
| 産業建設課主幹 | 山内功君 |
| 産業建設課主幹 | 平中敏志君 |
| 保健福祉課長 | 石川篤君 |

保健福祉課主幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	柴 田 弘 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

◎議案第45号～議案第49号、議案第51号～議案第52号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定の件、日程第2、議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（Hib）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第3、議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第4、議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件、日程第5、議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第6、議案第51号 訴訟（反訴）の提起の件及び日程第7、議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告・平成23年9月12日第3回中頓別町議会定例会付託事件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

星川委員長。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） 平成23年9月13日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案名、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号。

審査の結果、いずれも原案可決でございます。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定の件について討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 中頓別町後期高齢者の見舞金に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町インフルエンザ予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 中頓別町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定の件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号 訴訟（反訴）の提起の件について討論を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 反訴の件に関しましては、保証人から返済していただければ反訴をする必要はなくなると。よって、保証人から返済してもらうべきであり、反訴には反対いたします。

○議長（村山義明君） 原案に賛成の方の意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） なければ、討論なしと認め、これより議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 訴訟（反訴）の提起の件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、議案第51号 訴訟（反訴）の提起の件は委員長報告のとおり可決されました。

◎動議の提出

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 次の議案第52号に対して修正案を提出いたします。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（村山義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件について、ただいま柳澤議員外2名から原案に対し修正案が提出されました。

修正案はお手元に配付してあります。修正案と原案、議案第52号をあわせて議題といたします。

柳澤議員から修正案の趣旨説明を求めます。

柳澤議員。

○7番（柳澤雅宏君） ただいま審議中の議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算に対しまして、星川、宮崎議員とともに修正案を提出しましたので、代表いたしまして私より修正案の提案理由を申し上げ、各議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

まず、歳出よりご説明申し上げます。私どもは議案第51号、訴訟の提起議案に反対の立場をとりましたので、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち反訴提起に関する費用弁償として計上された9節旅費26万3,000円及び反訴提起委託料として計上された13節委託料14万9,000円、合計41万2,000円を補正予算案から削除するものであります。

歳入につきましては、全額19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金を充当しておりますので、同額を削除するものであります。

決議対象外であります目、節につきましても説明書に記載のとおりでありますので、ご参照いただきたいと存じます。

修正案に関しましては、先ほど皆様のお手元に差し上げたものと同じでございますので、ご参照いただきます。

以上、修正案の提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 修正案に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑を終了します。

これより原案、議案第52号及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。

まず、原案、町提出議案、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、原案、町提出議案及び修正案反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、原案、町提出議案賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。

宮崎さん。

○1番(宮崎泰宗君) 最後にもう一回、ちょっと修正案に賛成の意見を述べさせていた
だきたいと思いますが、もしかしたら中にはこの反訴費用が完全勝訴した場合には、
費用については向こう側が持つということで、そういうふうを考えられている方ももしか
したらいるかもしれませんが、裁判の行方というのは決してわかるものではありませんし、
完全勝訴、完全敗訴だけではなくて落としどころを見つけながら和解ということもある。
和解というふうになると、また勝訴か敗訴かはっきりとせずに費用の全額向こう側の負担
ということもそれはわからないと。この裁判に関しては、今のところ判例としてはないと
思いますが、最高裁まで行く可能性のある裁判だということで、もしかしたら本当に膨大
な費用と時間がかかるかもしれません。ですので、この反訴に町税を使うことを賛成する
ということは町民の皆さんの代表となるこの議会の責任は大変重いと思いますので、私に
はとてもそういうことはできませんので、修正案に賛成いたします。

○議長(村山義明君) もう一度繰り返しますので、お間違いのないようにお願いします。
原案賛成者の発言を許します。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) もう一回繰り返しますので。

なければ、原案及び修正案反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) もう一度、原案賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 次に、修正案賛成者の発言を許します。

星川さん。

○5番(星川三喜男君) 私も修正案に賛成の一議員として申し述べさせていただきます。

これは、町民からの声もそうなのです。宮崎議員が言いましたように、保証人は何のた
めの保証人なのかということでありまして、それとこの裁判がどこまで続くか、何回もこ
れをやっていかなければならない。その都度、その都度、町費をかけ、町民の財産をかけ
てやっていかなければならない。そうであれば、保証人に持ってもらうべきところだと私
は思っております。そして、一般質問の中で町長の答弁の中でも公正証書などの不備、要
するに職員の怠慢などが陳謝されました。そんな中、私も町長が積んであった預託金を返
してしまったということもこれは絶対にやっぱり不利な点があります。その預託金を返し
た時点で、私は保証人が積んでいたのを返してもらったということは、保証人はもういい
ですよというような逆なとらえ方にもなるのでなかろうかなと思っております。そのため、
この反訴自体やるべきでない、町税をかけてやるべきでないと私は思います。

○議長(村山義明君) あとないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論を終結し、これより議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算の件について採決します。

まず、原案に対する柳澤議員から提出された修正案について起立によって採決します。
修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立少数です。

よって、修正案は否決されました。
次に、原案について起立採決します。
原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、議案第52号 平成23年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長(村山義明君) 日程第8、議案第50号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第50号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第50号、17ページでございますけれども、中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

20ページの改正の要旨でございますが、1点目として知的障害者更生施設天北厚生園が平成24年2月1日から障害者支援施設、定員60名の入所施設と定員70名の生活介護事業所でございますが、として旧中頓別農業高等学校寄宿舎跡に移転、運営されます。同施設の下水道使用料について、病院、給食センター、老人福祉施設と同様の使用料体系として規定するものでございます。

2点目として、本年10月から旧黄金湯を活用し、民営で公衆浴場の営業が開始されます。現在、下水道使用料の種別に公衆浴場はなく、公衆浴場の使用料を新たに規定するものでございます。

19ページ、新旧対照表で説明いたします。別表1中、種別の欄の病院、給食センター、老人福祉施設に障害者支援施設を加えることと種別に公衆浴場を新たに加え、基本料金を

200立方メートルまで1万円、超過料金を107円とするものでございます。

今回新たな公衆浴場の基本料金の設定につきましては、旧黄金湯の廃止前の使用水量がおおむね150立方メートル程度であったこともあり、新たな公衆浴場についても使用水量が大幅にふえることにはならないと予想されることから、基本水量については200立方メートルといたしました。また、基本料金につきましては、使用水量が余り大きくなると予想されることなどから、余り過大な使用料金とならないよう病院、給食センター、老人福祉施設の基本料金の2分の1の1万円、超過料金は同額の107円とするものでございます。

この条例は、平成23年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 内容的には了解いたしました。ただ、問題は公衆浴場が再開されるということなのですが、内容的に公衆浴場の内容がよくうわさ話では出ているのですけれども、経営者が今の保健師さんであるということで保健衛生、健康づくりにも何か関連した公衆浴場というような、何か話では給食もあるみたいな、やりたいとかというお話もあるとかと聞いているのですけれども、町側にとってこれを貸しているわけですけれども、ただの公衆浴場というとらえ方でお貸ししているのですか、内容でお知らせください。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今お話ありました新しい旧黄金湯を再生して起業化する事業でありますけれども、これにつきましては公衆浴場を核として新しくコミュニティの再生、その中には地域の高齢者の方だったり、それ以外の方たちが集うような場をあわせてつくっていくと。そういった中から、中頓別町の地域の振興といったようなことまで視野に入れられた活動として、コミュニティビジネス的な起業ということで町のほうも支援、応援をしているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 課長の答弁は、概要としてはわかるのだけれども、何をやるというのが全然出てきていないね。例えば健康相談をするのだとか、健康食をつくって提供するとか、もう少し具体的に町のほうにないの、そういう話。コミュニティビジネスみたいな言い方をするけれども、何かもう少しわかりやすく、みんな期待しているみたいだから、どんなことがされるのか教えてください。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今起業されようとしている方については、今年度をかけてそういった取り組みをつくり上げている過程だということでもまず踏まえていただきたいと思いますけれども、その中で基本は公衆浴場、このほかにその場を活用して食事の提供ができるようにするとか、あるいは小さなコンサートみたいなことをやったりして

人が集う場にしていくとか、そういったようなことが計画されているということでありませ

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） どなたが使うかお話しできませんか。何かうわさだとか、こんな話があるとかいう話で、きちっとしたどういう方がどういうことで使うというふうな具体的な話がないと、だれが使うのだみたいな話ではちょっと困るので、お話しできませんか。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 使われる方につきましては、先ほど東海林さんのお話ありましたように今社会福祉協議会のほうで保健師の活動をされている渡辺由起子さんが起業者として新たな法人を設立した上で事業を運営していくということでもあります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 先ほどの東海林さんのお話にもあったのですけれども、またおふる屋さんができるのだからねということで大変期待している人が多い状態だと思うのですけれども、町としては支援、補助のようなものはあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 渡辺さんのほうからは、9月に入ってからなのですけれども、設備に関する更新ということで、ことし3月に議決いたしました地域づくり活動支援事業、この活用ということで今申請書が上がってきたところでありまして、議会終了後速やかにこの件についての審査をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 私は、この基本料金についてちょっとお尋ねをしますけれども、病院、給食センターと福祉が200立方メートルまで2万円で公衆浴場は1万円、ちょっと差があり過ぎるのではないかなと思う。やっぱり公衆浴場は、これからお客さんが来れば当然収入もあることだし、こういう施設に病院と給食センター等の半分というのはちょっと差があり過ぎるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 公衆浴場の関係でありますけれども、町立でやっていたときも1日に10名程度しか入らない、利用されない、それからかなり人口も減っておりますし、そういうようなことでは大変経営自体は厳しいだろうと私どもは見ているのです。決して公衆浴場だけでプラスになって経営がスムーズにいくような地域ではないかと、こういうような考え方を持っています。そういう意味では、ぜひ成功していただきたいという思いも込めて200立方を1万円ということで制定をしたわけでありましてすけれども、この関係については公衆浴場だけでは恐らく大変だと思います。この公衆浴場を改修をして、そして公衆浴場や、それから食事の提供または介護保険の認定者等々といろんな健康相談をしていくということでもありますから、そういうものも含めて経営的にどうなのかなど。全体的なことを見合わせた中で1万円という金額を制定させていただきましたので、ご理解を

いただければと思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 公衆浴場に対する道の補助というのは現在あるのですか。もしあったら、金額的にどのぐらいあるのか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 民間でやる場合については、昔米田さんがやっていたときには道の補助がありました。これはもう何十年も前ですけども、今は町立のときは補助の対象になりませんでしたので調べておりませんが、それからもう10年ちょっとたっていますので、改めて調査をしてみる必要があるのかなということで、わかり次第またご連絡いたします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） これ22年度だったのでしょうか。起業家のセミナーで渡辺さんが論文応募して、いわゆる入賞といますか、したのです。内容的には、国もかかわっていますが、道の制度で300万円を限度にして起業を行うときに貸し付けるということなのです。ただ、その中には、論文は読んでいませんけれども、非常にただ銭湯を復活させるということだけでなく、地域の活性化も含め、さらに住民の健康づくりも兼ねた何かユニークなものにとらえ方で聞いておりました、私は資料で見て。ですから、町長も言っているように銭湯だけでは大変な問題、大変な苦勞があると思います。投資だって少なくとも貸付金300万にさらに上乗せするものがあるのだろうと思いますし、ただせっかく地域づくり、推進のための申請が今出たということ、金額的にそれ幾ら出たのか、そのくらいはきちっと議会なのだから言った以上は教えていただいて、ぜひ町民が応援して事業が成り立つような形を、町もそういう意味の支援をしてやってほしいと思うので、変に金額的に隠すことなく、きちっとわかることですから言ってください。私は私なりにそういった内容を理解して、ぜひ自分も利用したいし、ほかの人たちにも勧めたいと思っている立場ですから、私どもの意思も酌んで教えてください。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 金額は別に非公表ということではありませんが、あくまで今これから審査をするということでありまして、渡辺さん自身の事業計画の中では先ほど東海林さんがおっしゃったように道の起業コンペのほうから採択された300万というので起業の活動をされておりますけれども、町に対する補助としては設備の更新にかかわる費用、事業費としては388万5,000円で、その2分の1に当たる194万2,000円の今補助要望が上がってきております。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第53号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第53号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第53号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額に4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,844万7,000円とするものでございます。

初めに、7ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額に4万5,000円を追加し、2,844万7,000円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、27節の公課費4万5,000円の追加です。これは、前年度分の間納付がなかったことにより、その分今年度の確定の納付額が増加し、不足を生じたものでございます。

したがって、歳出合計、既定額に4万5,000円を追加し、2,844万7,000円とするものでございます。

続きまして、6ページの歳入についてご説明いたします。3款諸収入、既定額に4万5,000円を追加し、207万1,000円とするものであります。1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容としましては、クレジット手数料4万5,000円の追加です。

したがって、歳入合計、既定額に4万5,000円を追加し、2,844万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長(村山義明君) 日程第10、議案第54号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第54号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第54号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ、歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,904万5,000円とするものでございます。

7ページ、歳出から説明いたします。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に100万円を追加し、3,515万8,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、15節工事請負費の町道水道管移設工事100万円でありまして、内容につきましては町道6丁目線改良舗装工事に係る水道管移転補償費で、今年度の町道6丁目線改良舗装工事につきましては国道から140メートルの延長で、今月15日に入札に付しますけれども、水道管が排水の縦断管の下にあり、支障となるため移設するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。6ページです。5款諸収入、2目弁償金で既定額1,000円に100万円を追加し、100万1,000円とするもので、補正の内訳につきましては1節水道施設移転補償費100万円で、町道6丁目線改良舗装工事に係る移転補償費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第55号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第55号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第55号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。平成23年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,555万6,000円とするものでございます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介護住宅改修費につきましては、既定額に58万6,000円を追加するものであります。内容につきましては、当初2件で40万の計上をしておりましたが、現在4件の申請があるため追加計上をするものであります。合計で98万6,000円となりますが、当初計上させていただきました40万円は今後の申請がありましたら、それに対応するために残していくという考え方であります。

2項介護サービス等諸費、4目介護予防住宅改修費につきましては、既定額に40万円を追加するものであります。内容につきましては、当初1件で20万円の計上ですが、現在2件の申請予定があるため追加計上をするものであります。

9 ページをごらんください。5 項高額医療合算介護サービス等費につきましては、既定額に 1 7 9 万 5, 0 0 0 円を追加するものであります。内容につきましては、平成 2 2 年度分として今回追加計上するものであります。

1 0 ページをごらんください。4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金につきましては、新規に 1 2 4 万 6, 0 0 0 円を計上するものであります。内容につきましては、平成 2 2 年度分として交付された介護給付費及び地域支援事業交付金について、国、道にそれぞれ返還するものであります。

5 ページをお開きください。歳出合計、既定額に 4 0 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 億 9, 5 5 5 万 6, 0 0 0 円としたところであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。6 ページをごらんください。2 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金で、既定額に 2 9 万 6, 0 0 0 円を追加するものであります。内容につきましては、歳出における住宅改修費 9 8 万 6, 0 0 0 円のルール分として 3 0 % を計上するものであります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金につきましても 2 款同様ルール分として 2 0 % の 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加計上するものであります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金につきましても同様に 8. 6 9 % の 8 万 6, 0 0 0 円を計上するものであります。

7 ページをごらんください。4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金につきましても同様にルール分として 1 2. 5 % の 1 2 万 3, 0 0 0 円を計上するものであります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましても同様にルール分として 1 2. 5 % の 1 2 万 3, 0 0 0 円を計上するものであります。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、既定額に 3 2 0 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。内容につきましては、歳出の住宅改修に係る分以外について前年度繰越金を充当するものであります。

4 ページをお開きください。歳入合計、既定額に 4 0 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、1 億 9, 5 5 5 万 6, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3 番（本多夕紀江君） 今住宅改修にかかわる歳入ということで、支払基金交付金 3 0 %、国庫支出金 2 0 %、道の分が何%と言われたのですけれども、この割合を 5 件足して 1 0 0 %にならないのですけれども、これでいいのでしょうか。あとのところはどこから出るのでしょうか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 1 割の個人負担もございますし、保険給付費分等で補て

んされる残りの11%程度ですか、そういう仕組みになっております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 本人負担が10%だとしても、そうしたら本人負担10%ですから、ほかの負担が公費負担を合わせて90%になるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 済みません。ちょっと勉強不足ですので、休憩をとっていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

○議長（村山義明君） 休憩前を解いて会議に戻ります。

石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 勉強不足で大変申しわけありません。後ほどペーパーにてその負担割合等について回答いたしたいと思います。大変申しわけありません。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 8ページの5目居宅介護住宅改修費でありますけれども、これはどういうことですか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 内容につきましては、個人の住宅の要介護者、要支援者に対しての住宅を改修する場合なのですが、内容は手すりの設置ですとか、入り口だとか、玄関ですとか、そういった段差を解消するための工事を行った場合に対象になるということでございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 9ページですけれども、高額医療合算介護サービス給付費、これは22年度分だということですが、この制度ができて以来、余りこのサービス費は発生していなかったと思うのですが、22年度分として179万5,000円、これは何人分といいますか、何件分でしょうか。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 平成22年度分としては45件の方々がそれぞれ後期と介護に合算療養費で対象になりまして、45名分であります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第56号 定住自立圏形成協定の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第56号 定住自立圏形成協定の締結について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) それでは、私のほうからご説明をさせていただきますと思います。

議案第56号 定住自立圏形成協定の締結について。

中頓別町と名寄市及び士別市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を締結することについて、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、議会の議決を求める。

この定住自立圏の協定につきましては、特に地域医療の維持確保という視点から上川北部の名寄市及び士別市を中心市とする13市町村による北北海道中央圏というふうに称しておりますけれども、この圏域における定住自立圏を形成するというにおきまして、これまでの協議を踏まえて協定書案としてまとめたものを議決をいただくように提案させていただきます。

協定書の中身につきましては、先ほど申し上げましたように名寄市及び士別市と他の11町村がそれぞれ個々に締結するすべての町村において共通する本編であります。第1条におきましては目的、第2条におきましては基本方針、第3条におきましては連携する取り組み及び役割分担、第4条におきましては事業執行に当たっての連携及び負担、第5条におきましては、協定の変更に関する規定、第6条においては協定の廃止、第7条においては疑義の解決ということでありまして、条文内容につきましてはご参照いただきたいと思います。

具体的な中身につきましては、第3条の連携する取り組み及び役割分担について3つの

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 定住自立圏形成協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号

○議長（村山義明君） 日程第13、認定第1号 平成22年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、認定第2号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、認定第3号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、認定第4号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第17、認定第5号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第18、認定第6号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第19、認定第7号 平成22年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第20、認定第8号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第21、認定第9号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました認定第1号から第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件の提案理由の説明は省略することに決しました。

◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本件については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定しました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第9号については、会議規則第46条第1項の規定により、会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号の決算認定については、会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時36分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員